

# 地震リスク対応型ファイナンスの 再設定について (補足資料)

2019年2月25日  
株式会社オリエンタルランド

## 本資料の位置づけ

本資料は、株主・投資家の皆様に「地震リスク対応型ファイナンス」の内容をよりご理解をいただくことを目的として作成した補足資料となります。

詳細につきましては、平成31年2月25日公表の適時開示資料「**行使価額修正条項付新株予約権の消滅及び地震リスク対応型コミットメント期間付タームローンの再設定に関するお知らせ**」をご覧ください。

本資料の転載はご遠慮ください。

## お問い合わせ先

株式会社オリエンタルランド 経理部IRグループ  
[www.olc.co.jp](http://www.olc.co.jp)



## 本資金調達のための目的及び理由

### 本資金調達の背景

- ・コア事業である東京ディズニーリゾートの事業規模の拡大(人件費の増など)
- ・2020中期経営計画の遂行
- ・東京ディズニーシー大規模拡張プロジェクトなどの進捗

### 地震災害等の有事発生への備え

① 運転資金



② 設備投資資金  
(着手済)



③ 設備投資資金  
(未着手)

#### 地震リスク対応型コミットメント期間付タームローン

期 間	借入枠は平成31年3月13日より5年間の設定 借入実施後は、最長平成91年3月まで借入可能
-----	--

資金調達額	最大1,500億円
-------	-----------

#### 普通社債(発行済)

資 金 調 達 額	500億円
--------------	-------

※平成31年1月18日リリース参照

### 現状に合わせたスキームを再設定

本資金調達の背景としましては、コア事業である東京ディズニーリゾートにおいて、両パークの入園者数が継続的に3,000万人を超えるレベルに成長してきたことに伴い、人件費をはじめとする運転資金が増加していること。また、2020中期経営計画においては、最終年度の目標を達成するために掲げたコア事業戦略を計画どおりに実行していること。さらに、東京ディズニーリゾートの価値向上に向け、東京ディズニーシー大規模拡張プロジェクトや新たなディズニーホテルの開業など複数の投資案件が進捗していることなど、近年、コア事業を取り巻く環境が従来とは異なっております。

以上を踏まえ、地震災害等発生時における備えとして、各計画を確実に遂行、進捗させるための資金を確保できる「地震リスク対応型コミットメント期間付タームローン」(新タームローン)を再設定いたしました。これにより地震災害等発生時においては、①運転資金ならびに②設備投資資金(着手済)を賄うための流動的な資金を最大1,500億円まで確保することが可能となります。

加えて、有事発生時に未着手の設備投資(③設備投資資金)の実行も可能とするため、平成31年1月25日に普通社債も発行しております。

これにより、地震災害等の有事が発生した場合においても、当社の必要とする資金の調達が可能となります。



## 特徴と変更点

### 特徴

- ・柔軟な手元流動性の確保に加え、長期的な借入が可能
- ・借入枠の設定によりバランスシートへの負担を軽減
- ・弁済方法として、現金やその他資産、新株予約権を当社が選択

### 変更点

	新タームローン	旧タームローン(参考)
期 間	借入枠は平成31年3月13日より5年間の設定 借入実施後は、最長平成91年3月まで借入可能 ただし、平成36年3月13日以降は、当社判断により 現金にて期限前返済が可能	借入枠は平成27年3月30日より 5年間の設定
資金調達額	50億円～1,500億円 地震リスク発生時に、運転資金に必要と当社が判断した金額を 調達	50億円～1,000億円
弁 済 順 位	劣後特約を付さないことで、一般債務と同様の弁 済順位となる。	同一の劣後特約が付された債務以外の 全ての一般債務に対して劣後する。
コミットメント フ ィ ー	1,500億円の借入枠に対して0.20%(年率)	1,000億円の借入枠に対して0.35%(年率)

十分な調達額かつ低コストで ヘッジが可能

今回再設定する「地震リスク対応型コミットメント期間付タームローン」の特徴は、地震災害等の有事発生の際に、柔軟な手元流動性を確保した上で、最長60年間の長期にわたる借入れが可能となることです。また、実際に資金を借入れるまでは借入枠の設定のみであることにより、バランスシートへの負荷が抑制されております。さらに、弁済方法については、現金だけでなく、その他の資産や、新株予約権を、当社で選択できることが大きな特徴です。


前回からの変更点は、借入枠の期間を旧タームローンからの空白期間がないように平成31年3月13日からの5年間で新たに設定したこと。また、旧タームローンの設定時と比較して、事業規模が拡大していることから、最大で1,500億円までの資金が調達できること。加えて、新タームローンでは、劣後特約を付さないことでコミットメントフィーの軽減も実現していることです。

新株予約権の行使制限については、次のページをご参照ください。





## 【参考】新株予約権の行使制限

	地震発生時の主なフロー	ポイント
1	<b>当社判断による 資金調達</b>	当社が運転資金に必要な金額を決定
2	<b>地震が右図の 赤枠内を震源として M7.9以上の規模の場合</b> <small>期限前返済請求の行使事由</small>	<p>200～300年間隔で発生 【過去の同レベルの地震】 1923年 関東大震災 1703年 元禄関東地震</p> <p>直近の発生確率* <b>今後5年間で1%程度</b></p>  <p>○ スキーム 設定領域 ○ 舞浜から 半径75km</p> <p><small>*専門機関である応用オール・エム・エス株式会社による試算</small></p>
3	<b>銀行による期限前 返済請求の判断</b> <small>銀行から返済請求があった場合</small>	貸付残高ベースで、銀行の過半数が期限前返済を必要とした場合に限り、各銀行は期限前返済請求が可能
4	<b>当社による返済手段 の決定</b>	<p>現金やその他資産など、当社が返済方法を選択する</p> <p>※新株予約権の行使においては、内外環境を勘案した上で、慎重な経営判断を行った場合のみ行使されるため極めて限定的</p>
<b>新株予約権が行使されるケースは、極めて限定的</b>		

新株予約権には行使制限があり、旧スキームと同様に、行使されるケースは極めて限定的と考えています。

その理由について地震発生時のフローを用いて説明いたします。

まず、地震が発生した際には

1.当社が必要とする資金の金額を決定し、「当社判断による資金調達」を行った時点で、新株予約権行使の可能性が生じます。

2.「地震が右図の赤枠内を震源としてM7.9以上の規模の場合」は、銀行による期限前返済請求の行使事由に該当します。なお、このクラスの地震は、200年から300年と発生間隔が長く、また、直近の発生確率も今後5年間で1%程度と試算されています。

期限前返済請求の行使事由が発生した場合は、

3.「銀行による期限前返済請求の判断」が行われます。貸付残高ベースで、銀行の過半数が期限前返済を必要とした場合に限り、各銀行は期限前返済請求が可能となります。

銀行から期限前返済請求があった場合は、

4.当社が現金やその他資産など複数の返済方法の中から「返済手段の決定」を行うことができます。

ただし、新株予約権での返済については、地震発生時の内外環境を勘案した上で、慎重な経営判断を行った場合のみに行使されるため、新株予約権での返済が行使されるケースは極めて限定的です。